

平成 28 年第 4 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議 案 番 号	第 89 号議案
議 案 名	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、市議会議員の期末手当を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>
議 案 番 号	第 90 号議案
議 案 名	安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、特別職の職員で常勤のもの期末手当を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>

内 容	
議 案 番 号	第 9 1 号議案
議 案 名	安城市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、教育長の期末手当を改定するもの 資料別添
議 案 番 号	第 9 2 号議案
議 案 名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ、職員の給与を改定するもの 資料別添
議 案 番 号	第 9 3 号議案
議 案 名	安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	雇用保険法改正に伴うもの 1 引用している語句の整理 2 引用している雇用保険法の条項名の変更 第 1 0 条第 5 項第 2 号中「第 3 7 条の 4 第 3 項前段」→「第 3 7 条の 4 第 3 項」 3 雇用保険法上、高年齢被保険者が就業促進手当、移転費及び求職活動支援費の支給の対象となったことに伴い、退職した職員を雇用保険法上の被保険者とみなしたときに高年齢被保険者に該当する場合、当該職員をこれらの手当等に相当する金額を退職手当として支給する対象とする。 (施行日) 平成 2 9 年 1 月 1 日

内 容																											
議 案 番 号	第 9 4 号議案																										
議 案 名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について																										
摘 要	<p>外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正及び個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人を新たに定めることに伴うもの</p> <p>1 日本国内居住者で台湾所在の投資事業組合等を通じて支払を受ける利子等及び配当等を有するものに対し、所得割の課税の特例として、当該利子等又は配当等の額に係る所得を分離課税する措置を講ずる。</p> <p>2 個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人に次の2法人を加える。</p> <table border="1"> <tr> <td>特定非営利活動法人機能向上 訓練センターゼロ・パワー</td> <td>安城市御幸本町8番2号</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人リネーブ ル・若者セーフティネット</td> <td>安城市住吉町7丁目20番4 AYビル1F</td> </tr> </table> <p>(施行日) 所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日</p>	特定非営利活動法人機能向上 訓練センターゼロ・パワー	安城市御幸本町8番2号	特定非営利活動法人リネーブ ル・若者セーフティネット	安城市住吉町7丁目20番4 AYビル1F																						
	特定非営利活動法人機能向上 訓練センターゼロ・パワー	安城市御幸本町8番2号																									
特定非営利活動法人リネーブ ル・若者セーフティネット	安城市住吉町7丁目20番4 AYビル1F																										
議 案 番 号	第 9 5 号議案																										
議 案 名	安城市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定について																										
摘 要	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料を改定するもの</p> <p>使用料の改定</p> <p style="text-align: right;">() は現行使用料 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建物</td> <td>食堂、売店等の店舗として 使用する場合</td> <td>1 m²につき年額</td> <td>(18,900)19,440 以内</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>1回</td> <td>(730)750</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">安城市立中学校体 育館</td> <td>拡声器</td> <td>1回</td> <td>(1,260)1,290</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間照明 設備</td> <td>面積 1,000 平方 メートル以上の 施設</td> <td>1回</td> <td>(1,470)1,510</td> </tr> <tr> <td>面積 1,000 平方 メートル未満の 施設</td> <td>1回</td> <td>(840)860</td> </tr> <tr> <td>安城市立中学校夜 間運動場</td> <td>運動場 (夜間照明設備を含 む。)</td> <td>1時間</td> <td>(2,410)2,470</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 安城市立中学校夜間運動場の利用時間の単位を超える30分についての延長使用料 1,200円 → 1,230円</p> <p>(施行日) 平成29年4月1日</p>	種類	区分	単位	金額	建物	食堂、売店等の店舗として 使用する場合	1 m ² につき年額	(18,900)19,440 以内	体育館	1回	(730)750	安城市立中学校体 育館	拡声器	1回	(1,260)1,290	夜間照明 設備	面積 1,000 平方 メートル以上の 施設	1回	(1,470)1,510	面積 1,000 平方 メートル未満の 施設	1回	(840)860	安城市立中学校夜 間運動場	運動場 (夜間照明設備を含 む。)	1時間	(2,410)2,470
	種類	区分	単位	金額																							
建物	食堂、売店等の店舗として 使用する場合	1 m ² につき年額	(18,900)19,440 以内																								
	体育館	1回	(730)750																								
安城市立中学校体 育館	拡声器	1回	(1,260)1,290																								
	夜間照明 設備	面積 1,000 平方 メートル以上の 施設	1回	(1,470)1,510																							
		面積 1,000 平方 メートル未満の 施設	1回	(840)860																							
安城市立中学校夜 間運動場	運動場 (夜間照明設備を含 む。)	1時間	(2,410)2,470																								

内 容	
議 案 番 号	第 9 6 号議案
議 案 名	安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市いじめ問題調査委員会及び安城市いじめ問題対策委員会の設置に伴うもの</p> <p>附属機関に安城市いじめ問題調査委員会及び安城市いじめ問題対策委員会を加える。</p> <p>(施行日) 平成 2 9 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 9 7 号議案
議 案 名	安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>農業委員会の正副部会長の廃止及び農地利用最適化推進委員の新設、衛生委員の廃止並びにいじめ問題調査委員会及びいじめ問題対策委員会の委員の新設に伴うもの</p> <p>1 農業委員会 (1) 正副部会長の報酬（月額 27,900 円）を廃止する。 (2) 農地利用最適化推進委員の報酬（月額 26,500 円）を新設する。</p> <p>2 衛生委員 衛生委員の報酬（年額 8,200 円）を廃止する。</p> <p>3 いじめ防止対策推進法に基づく附属機関 (1) いじめ問題調査委員会委員の報酬（日額 15,000 円）を新設する。 (2) いじめ問題対策委員会委員の報酬（日額 15,000 円）を新設する。</p> <p>(施行日) 1 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 2 9 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた選挙による委員の任期が満了する日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日 2 及び 3 平成 2 9 年 4 月 1 日</p>

内 容

議案番号 第98号議案

議案名 安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料を改定するもの

使用料の改定

(1) 安城市総合福祉センター使用料

() は現行使用料 単位：円

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
多目的ホール	福祉利用	(370)380	(440)450	(560)570	(1,110)1,140
	一般利用	(1,930)1,980	(2,240)2,300	(2,860)2,940	(5,710)5,870
教養娯楽室	一般利用	(1,400)1,440	(1,630)1,670	(2,080)2,130	(4,150)4,260
会議室1	一般利用	(290)290	(340)340	(440)450	(880)900
会議室2	一般利用	(290)290	(340)340	(440)450	(880)900
会議室3	一般利用	(790)810	(930)950	(1,180)1,210	(2,380)2,440
会議室4	一般利用	(600)610	(710)730	(900)920	(1,810)1,860
会議室兼 訓練室	一般利用	(1,010)1,030	(1,180)1,210	(1,510)1,550	(3,000)3,080
茶室	一般利用	(190)190	(230)230	(290)290	(560)570
和室	一般利用	(800)820	(930)950	(1,190)1,220	(2,390)2,450
日常生活 訓練室	一般利用	(940)960	(1,100)1,130	(1,400)1,440	(2,820)2,900
創作軽作 業室	一般利用	(450)460	(520)530	(670)680	(1,340)1,370
多目的ホールフット ライト 一式		(520)530	(520)530	(520)530	
多目的ホールスポッ トライト 1台		(210)210	(210)210	(210)210	
バレーボール器具 1組		(210)210	(210)210	(210)210	
バドミントン器具 1組		(100)100	(100)100	(100)100	
卓球器具 1組		(50)50	(50)50	(50)50	
カラオケ設備 一式		(1,000)1,020	(1,000)1,020	(1,000)1,020	
調理台 1台		(100)100	(100)100	(100)100	

(2) 安城市北部福祉センター使用料

() は現行使用料 単位：円

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
集会室	一般利用	(750)770	(870)890	(1,110)1,140	(2,220)2,280
研修室	一般利用	(670)680	(770)790	(980)1,000	(1,950)2,000
カラオケ設備 一式		(1,000)1,020	(1,000)1,020	(1,000)1,020	

摘要

(3) 安城市西部福祉センター使用料

() は現行使用料 単位：円

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
集会室	一般利用	(800)820	(930)950	(1,190)1,220	(2,400)2,460
教養娯楽室	一般利用	(250)250	(280)280	(360)370	(740)760
カラオケ設備	一式	(1,000)1,020	(1,000)1,020	(1,000)1,020	

(4) 安城市作野福祉センター使用料

() は現行使用料 単位：円

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
集会室	一般利用	(680)690	(780)800	(1,000)1,020	(2,010)2,060
教養娯楽室	一般利用	(450)460	(520)530	(670)680	(1,340)1,370
カラオケ設備	一式	(1,000)1,020	(1,000)1,020	(1,000)1,020	

(5) 安城市桜井福祉センター使用料

() は現行使用料 単位：円

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
多目的室1	一般利用	(310)310	(350)360	(460)470	(930)950
多目的室2	一般利用	(270)270	(310)310	(400)410	(810)830
多目的室3	一般利用	(330)330	(380)390	(500)510	(1,000)1,020
多目的室4	一般利用	(590)600	(690)700	(880)900	(1,770)1,820
会議室	一般利用	(150)150	(180)180	(240)240	(480)490
調理実習室	一般利用	(530)540	(610)620	(780)800	(1,580)1,620
調理台	1台	(100)100	(100)100	(100)100	
カラオケ設備	一式	(1,000)1,020	(1,000)1,020	(1,000)1,020	

(6) 安城市中部福祉センター使用料

() は現行使用料 単位：円

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
集会室	一般利用	(920)940	(1,070)1,100	(1,360)1,390	(2,740)2,810
教養娯楽室	一般利用	(720)740	(850)870	(1,080)1,110	(2,170)2,230
多目的室	一般利用	(540)550	(640)650	(810)830	(1,630)1,670
カラオケ設備	一式	(1,000)1,020	(1,000)1,020	(1,000)1,020	

摘要

(7) 安城市安祥福祉センター使用料

() は現行使用料 単位：円

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
集会室	一般利用	(940)960	(1,100)1,130	(1,390)1,420	(2,800)2,880
多目的室1	一般利用	(260)260	(300)300	(380)390	(770)790
多目的室2	一般利用	(360)370	(420)430	(540)550	(1,090)1,120
会議室	一般利用	(360)370	(420)430	(540)550	(1,090)1,120
カラオケ設備	一式	(1,000)1,020	(1,000)1,020	(1,000)1,020	

(8) 安城市明祥福祉センター使用料

() は現行使用料 単位：円

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
集会室1	一般利用	(400)410	(470)480	(590)600	(1,200)1,230
集会室2	一般利用	(390)400	(450)460	(580)590	(1,170)1,200
多目的室	一般利用	(510)520	(600)610	(760)780	(1,530)1,570
カラオケ設備	一式	(1,000)1,020	(1,000)1,020	(1,000)1,020	

(施行日)

平成29年4月1日

議案番号 第99号議案

議案名 安城市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料を改定するもの

使用料の改定

() は現行使用料 単位：円

区分		金額		
		午前	午後	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午前9時～ 午後4時30分
集会室		(360)370	(430)440	(790)810
講座室		(1,010)1,030	(1,180)1,210	(2,190)2,250
会議室		(1,220)1,250	(1,420)1,460	(2,640)2,710

(施行日)

平成29年4月1日

摘要

内 容																																												
議案番号	第100号議案																																											
議案名	安城市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																											
摘 要	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、文書料を改定するもの</p> <p>文書料の改定</p> <p>() は現行文書料 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診断書</td> <td>1 通</td> <td>(1,050) 1,080</td> </tr> <tr> <td>死亡診断書</td> <td>1 通</td> <td>(1,570) 1,610</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成29年4月1日</p>	種類	単位	金額	診断書	1 通	(1,050) 1,080	死亡診断書	1 通	(1,570) 1,610																																		
種類	単位	金額																																										
診断書	1 通	(1,050) 1,080																																										
死亡診断書	1 通	(1,570) 1,610																																										
議案番号	第101号議案																																											
議案名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について																																											
摘 要	<p>外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>日本国内居住者が台湾所在の投資事業組合等を通じて支払を受ける利子等及び配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び減額の判定に用いる所得金額に含める措置を講ずる。</p> <p>(施行日) 所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日</p>																																											
議案番号	第102号議案																																											
議案名	安城市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																											
摘 要	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、利用料金を改定するもの</p> <p>利用料金の改定</p> <p>() は現行利用料金 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時～ 正午</th> <th>午後1時～ 午後5時</th> <th>午後6時～ 午後9時</th> <th>午前9時～ 午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1会議室</td> <td>(470)480</td> <td>(570)580</td> <td>(780)800</td> <td>(1,570)1,610</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>(520)530</td> <td>(630)640</td> <td>(840)860</td> <td>(1,680)1,720</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>(840)860</td> <td>(940)960</td> <td>(1,150)1,180</td> <td>(2,310)2,370</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>(520)530</td> <td>(630)640</td> <td>(840)860</td> <td>(1,680)1,720</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>(940)960</td> <td>(1,150)1,180</td> <td>(1,780)1,830</td> <td>(3,570)3,670</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>(1,990)2,040</td> <td>(2,410)2,470</td> <td>(2,940)3,020</td> <td>(5,880)6,040</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成29年4月1日</p>	区分	金額				午前	午後	夜間	全日	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時	第1会議室	(470)480	(570)580	(780)800	(1,570)1,610	第2会議室	(520)530	(630)640	(840)860	(1,680)1,720	和室	(840)860	(940)960	(1,150)1,180	(2,310)2,370	談話室	(520)530	(630)640	(840)860	(1,680)1,720	研修室	(940)960	(1,150)1,180	(1,780)1,830	(3,570)3,670	大会議室	(1,990)2,040	(2,410)2,470	(2,940)3,020	(5,880)6,040
区分	金額																																											
	午前		午後	夜間	全日																																							
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時																																								
第1会議室	(470)480	(570)580	(780)800	(1,570)1,610																																								
第2会議室	(520)530	(630)640	(840)860	(1,680)1,720																																								
和室	(840)860	(940)960	(1,150)1,180	(2,310)2,370																																								
談話室	(520)530	(630)640	(840)860	(1,680)1,720																																								
研修室	(940)960	(1,150)1,180	(1,780)1,830	(3,570)3,670																																								
大会議室	(1,990)2,040	(2,410)2,470	(2,940)3,020	(5,880)6,040																																								

内 容																													
議案番号	第103号議案																												
議案名	秋葉いこいの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																												
摘 要	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、利用料金を改定するもの</p> <p>利用料金の改定</p> <p>(1) 環境学習センター利用料金</p> <p style="text-align: right;">() は現行利用料金 単位：円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時～ 正午</th> <th>午後1時～ 午後5時</th> <th>午後6時～ 午後9時</th> <th>午前9時～ 午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的室1</td> <td>(840)860</td> <td>(1,050)1,080</td> <td>(1,150)1,180</td> <td>(2,410)2,470</td> </tr> <tr> <td>多目的室2</td> <td>(840)860</td> <td>(1,050)1,080</td> <td>(1,150)1,180</td> <td>(2,410)2,470</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>(360)370</td> <td>(470)480</td> <td>(730)750</td> <td>(1,470)1,510</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) テニスコート利用料金</p> <p>夜間照明設備(1面につき) 360円 → 370円</p> <p>(施行日)</p> <p>平成29年4月1日</p>	区分	金額				午前	午後	夜間	全日	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時	多目的室1	(840)860	(1,050)1,080	(1,150)1,180	(2,410)2,470	多目的室2	(840)860	(1,050)1,080	(1,150)1,180	(2,410)2,470	会議室	(360)370	(470)480	(730)750	(1,470)1,510
区分	金額																												
	午前		午後	夜間	全日																								
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時																									
多目的室1	(840)860	(1,050)1,080	(1,150)1,180	(2,410)2,470																									
多目的室2	(840)860	(1,050)1,080	(1,150)1,180	(2,410)2,470																									
会議室	(360)370	(470)480	(730)750	(1,470)1,510																									
議案番号	第104号議案																												
議案名	安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																												
摘 要	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、入園料を改定するもの</p> <p>入園料の改定</p> <p>大人1人1回につき 600円 → 610円</p> <p>(施行日)</p> <p>平成29年4月1日</p>																												
議案番号	第105号議案																												
議案名	安城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について																												
摘 要	<p>農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、安城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるもの</p> <p>委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める。</p> <p>(1) 委員 14人</p> <p>(2) 農地利用最適化推進委員 28人</p> <p>(施行日)</p> <p>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた選挙による委員の任期が満了する日(選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日)の翌日</p>																												

内		容																																																																															
議案番号	第106号議案																																																																																
議案名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について																																																																																
摘要	<p>安城市中央図書館の名称の変更に伴うもの</p> <p>手数料の種類の見直し 安城市中央図書館利用者カードの再交付 → 安城市図書館の利用者カードの再交付</p> <p>(施行日) 平成29年6月1日</p>																																																																																
議案番号	第107号議案																																																																																
議案名	安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																																																																
摘要	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料を改定するもの</p> <p>使用料の改定</p> <p style="text-align: right;">() は現行使用料 単位：円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">火葬場</td> <td>12歳以上の者1体</td> <td>(無料)無料</td> <td>(30,000)30,000</td> </tr> <tr> <td>12歳未満の者1体</td> <td>(無料)無料</td> <td>(20,000)20,000</td> </tr> <tr> <td>死産児1胎</td> <td>(無料)無料</td> <td>(10,000)10,000</td> </tr> <tr> <td>産汚物等4キログラム</td> <td>(520)530</td> <td>(3,150)3,240</td> </tr> <tr> <td>10キログラムを超える犬1頭又は猫1匹</td> <td>(2,100)2,160</td> <td>(4,200)4,320</td> </tr> <tr> <td>10キログラム以下の犬1頭又は猫1匹</td> <td>(1,570)1,610</td> <td>(3,150)3,240</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">霊安室</td> <td>1体につき24時間</td> <td>(2,100)2,160</td> <td>(4,200)4,320</td> </tr> <tr> <td>超過時間1時間ごとに</td> <td>(100)100</td> <td>(210)210</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">式場</td> <td rowspan="4">洋式場</td> <td>通夜等から初七日等まで</td> <td>(54,600)56,160</td> <td>(218,400)224,640</td> </tr> <tr> <td>通夜等から告別式等まで</td> <td>(46,200)47,520</td> <td>(184,800)190,080</td> </tr> <tr> <td>告別式等から初七日等まで</td> <td>(33,600)34,560</td> <td>(134,400)138,240</td> </tr> <tr> <td>告別式等のみ</td> <td>(25,200)25,920</td> <td>(100,800)103,680</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">和式場</td> <td>通夜等から初七日等まで</td> <td>(46,200)47,520</td> <td>(184,800)190,080</td> </tr> <tr> <td>通夜等から告別式等まで</td> <td>(37,800)38,880</td> <td>(151,200)155,520</td> </tr> <tr> <td>告別式等から初七日等まで</td> <td>(25,200)25,920</td> <td>(100,800)103,680</td> </tr> <tr> <td>告別式等のみ</td> <td>(16,800)17,280</td> <td>(67,200)69,120</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">待合室</td> <td rowspan="2">待合室1～待合室3</td> <td>2時間</td> <td>(2,100)2,160</td> <td>(8,400)8,640</td> </tr> <tr> <td>超過時間1時間ごとに</td> <td>(1,050)1,080</td> <td>(4,200)4,320</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">待合室4～待合室6</td> <td>2時間</td> <td>(2,620)2,690</td> <td>(10,500)10,800</td> </tr> <tr> <td>超過時間1時間ごとに</td> <td>(1,310)1,340</td> <td>(5,250)5,400</td> </tr> <tr> <td>霊きゅう車</td> <td>1回</td> <td>(3,150)3,240</td> <td>(6,300)6,480</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成29年4月1日</p>			区分	単位	金額		市内	市外	火葬場	12歳以上の者1体	(無料)無料	(30,000)30,000	12歳未満の者1体	(無料)無料	(20,000)20,000	死産児1胎	(無料)無料	(10,000)10,000	産汚物等4キログラム	(520)530	(3,150)3,240	10キログラムを超える犬1頭又は猫1匹	(2,100)2,160	(4,200)4,320	10キログラム以下の犬1頭又は猫1匹	(1,570)1,610	(3,150)3,240	霊安室	1体につき24時間	(2,100)2,160	(4,200)4,320	超過時間1時間ごとに	(100)100	(210)210	式場	洋式場	通夜等から初七日等まで	(54,600)56,160	(218,400)224,640	通夜等から告別式等まで	(46,200)47,520	(184,800)190,080	告別式等から初七日等まで	(33,600)34,560	(134,400)138,240	告別式等のみ	(25,200)25,920	(100,800)103,680	和式場	通夜等から初七日等まで	(46,200)47,520	(184,800)190,080	通夜等から告別式等まで	(37,800)38,880	(151,200)155,520	告別式等から初七日等まで	(25,200)25,920	(100,800)103,680	告別式等のみ	(16,800)17,280	(67,200)69,120	待合室	待合室1～待合室3	2時間	(2,100)2,160	(8,400)8,640	超過時間1時間ごとに	(1,050)1,080	(4,200)4,320	待合室4～待合室6	2時間	(2,620)2,690	(10,500)10,800	超過時間1時間ごとに	(1,310)1,340	(5,250)5,400	霊きゅう車	1回	(3,150)3,240	(6,300)6,480
区分	単位	金額																																																																															
		市内	市外																																																																														
火葬場	12歳以上の者1体	(無料)無料	(30,000)30,000																																																																														
	12歳未満の者1体	(無料)無料	(20,000)20,000																																																																														
	死産児1胎	(無料)無料	(10,000)10,000																																																																														
	産汚物等4キログラム	(520)530	(3,150)3,240																																																																														
	10キログラムを超える犬1頭又は猫1匹	(2,100)2,160	(4,200)4,320																																																																														
	10キログラム以下の犬1頭又は猫1匹	(1,570)1,610	(3,150)3,240																																																																														
霊安室	1体につき24時間	(2,100)2,160	(4,200)4,320																																																																														
	超過時間1時間ごとに	(100)100	(210)210																																																																														
式場	洋式場	通夜等から初七日等まで	(54,600)56,160	(218,400)224,640																																																																													
		通夜等から告別式等まで	(46,200)47,520	(184,800)190,080																																																																													
		告別式等から初七日等まで	(33,600)34,560	(134,400)138,240																																																																													
		告別式等のみ	(25,200)25,920	(100,800)103,680																																																																													
	和式場	通夜等から初七日等まで	(46,200)47,520	(184,800)190,080																																																																													
		通夜等から告別式等まで	(37,800)38,880	(151,200)155,520																																																																													
		告別式等から初七日等まで	(25,200)25,920	(100,800)103,680																																																																													
		告別式等のみ	(16,800)17,280	(67,200)69,120																																																																													
待合室	待合室1～待合室3	2時間	(2,100)2,160	(8,400)8,640																																																																													
		超過時間1時間ごとに	(1,050)1,080	(4,200)4,320																																																																													
	待合室4～待合室6	2時間	(2,620)2,690	(10,500)10,800																																																																													
		超過時間1時間ごとに	(1,310)1,340	(5,250)5,400																																																																													
霊きゅう車	1回	(3,150)3,240	(6,300)6,480																																																																														

内 容

議案番号 第108号議案

議案名 安城市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、利用料金を改定するもの

利用料金の改定

() は現行利用料金 単位：円

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時 ～正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
多目的 ホール	全面	(5,040)5,180	(6,720)6,910	(6,040)6,210	(14,240)14,640
	半面	(2,520)2,590	(3,360)3,450	(3,020)3,100	(7,120)7,320
会議室		(800)820	(1,060)1,090	(960)980	(2,240)2,300
第1音楽室		(360)370	(480)490	(440)450	(1,020)1,040
第2音楽室		(620)630	(840)860	(760)780	(1,760)1,810
調理実習室		(1,100)1,130	(1,460)1,500	(1,320)1,350	(3,100)3,180
調理台1台		(100)100	(100)100	(100)100	
卓球器具1組		(300)300	(300)300	(300)300	

(施行日)
平成29年4月1日

議案番号 第109号議案

議案名 安城市中心市街地拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率の改定を勘案し、利用料金を改定等するもの

利用料金の改定

(1) 中心市街地交流多目的スペースの施設利用料金

() は現行利用料金 単位：円

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時 ～正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時 ～午後9時
ホール	平日	(4,000)3,950	(6,600)6,450	(8,400)8,300	(16,100)15,800
	土曜日、日曜日及び祝日	(5,000)4,900	(8,200)7,990	(10,500)10,270	(20,100)19,560
控室兼会議室1		(550)540	(690)680	(910)890	(1,830)1,800
控室兼会議室2		(560)550	(700)690	(920)900	(1,850)1,820
多目的室1		(610)600	(770)750	(1,010)990	(2,040)1,990
多目的室2		(830)820	(1,050)1,030	(1,380)1,350	(2,780)2,720
多目的室3		(660)640	(830)810	(1,080)1,060	(2,180)2,140

エントランス及び屋外施設	利用面積 1 m ² 当たり	(10)10	(10)10	(10)10	(30)30
--------------	---------------------------	--------	--------	--------	--------

(2) 中心市街地交流多目的スペースの設備利用料金

() は現行利用料金 単位：円

区分	単位	金額
ホール楽器	ピアノ（調律代を除く。）	1台 (1,650)1,620
ホール映像設備	プロジェクター	1台 (1,100)1,080
	スクリーン	一式 (550)530
ホール照明設備	サスペンションライト	1列 (750)740
	アッパーホリゾンライト	1列 (750)740
	シーリングライト	1列 (750)740
	スポットライト	1台 (160)150
ホール音響設備	拡声装置セット	一式 (2,640)2,590
	ワイヤレス送受信機	一式 (1,100)1,080
	マイクロホン	1本 (550)530
	A V機器ワゴン	一式 (550)530
	移動用スピーカー	1台 (1,100)1,080
ホール舞台設備	演台	一式 (280)260
	譜面台	1本 (110)100
	各種スタンド類	1本 (160)150
	平台	一式 (新規)1,220
多目的室備品	移動式ステージ	一式 (560)520
	演台	一式 (280)260
	ワイヤレス送受信機	一式 (1,100)1,080
	A V機器ワゴン	一式 (550)530
その他備品	ワイヤレス送受信機	一式 (550)530
	プロジェクター	1台 (550)530
	スクリーン	1台 (250)240
	展示用パネル	1枚 (30)30
	電源コンセント	1KW (160)150

(3) 中心市街地イベント広場の施設利用料金

() は現行利用料金 単位：円

専用利用しない場合	物品の販売又は頒布、募金、署名運動 その他これらに類する行為をする場合	1人につき日額	(1,110)1,080
	業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をする場合	1件につき日額	(1,100)1,080

(4) 中心市街地イベント広場の設備利用料金

() は現行利用料金 単位：円

区分	単位	金額
組立式ステージ	一式	(3,300)3,240
簡易テント (A)	1張	(1,500)1,470
簡易テント (B)	1張	(2,000)1,960
移動用投光器	一式	(1,500)1,470
移動用音響機器 (アンプ、スピーカー、マイクロホンセット)	一式	(1,500)1,470
電源コンセント (500W未滿は切り捨てる。)	1KW	(160)150

(施行日)

平成29年6月1日

内 容																																																	
議 案 番 号	第 1 1 0 号議案																																																
議 案 名	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																																
摘 要	<p>県費負担教員の給与の改定に準じ、市費負担教員の給与を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>																																																
議 案 番 号	第 1 1 1 号議案																																																
議 案 名	安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																																
摘 要	<p>消費税及び地方消費税の税率の改定を勘案し、施設使用料を改定し、設備使用料を定めるもの</p> <p>1 使用料の改定 施設使用料の改定 (1) 平日</p> <p style="text-align: right;">() は現行使用料 単位：円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前 9 時～ 正午</th> <th>午後 1 時～ 午後 4 時</th> <th>午後 5 時～ 午後 8 時</th> <th>午前 9 時～ 午後 8 時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グループ学習室 1</td> <td>(350) 340</td> <td>(360) 350</td> <td>(500) 490</td> <td>(1, 200) 1, 170</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室 2</td> <td>(350) 340</td> <td>(360) 350</td> <td>(500) 490</td> <td>(1, 200) 1, 170</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室 3</td> <td>(350) 340</td> <td>(360) 350</td> <td>(500) 490</td> <td>(1, 200) 1, 170</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室 4</td> <td>(350) 340</td> <td>(360) 350</td> <td>(500) 490</td> <td>(1, 200) 1, 170</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室 5</td> <td>(350) 340</td> <td>(360) 350</td> <td>(500) 490</td> <td>(1, 200) 1, 170</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室 6</td> <td>(350) 340</td> <td>(360) 350</td> <td>(500) 490</td> <td>(1, 200) 1, 170</td> </tr> <tr> <td>ディスカッションルーム 1</td> <td>(490) 480</td> <td>(510) 500</td> <td>(700) 690</td> <td>(1, 680) 1, 660</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額				午前	午後	夜間	全日	午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 4 時	午後 5 時～ 午後 8 時	午前 9 時～ 午後 8 時	グループ学習室 1	(350) 340	(360) 350	(500) 490	(1, 200) 1, 170	グループ学習室 2	(350) 340	(360) 350	(500) 490	(1, 200) 1, 170	グループ学習室 3	(350) 340	(360) 350	(500) 490	(1, 200) 1, 170	グループ学習室 4	(350) 340	(360) 350	(500) 490	(1, 200) 1, 170	グループ学習室 5	(350) 340	(360) 350	(500) 490	(1, 200) 1, 170	グループ学習室 6	(350) 340	(360) 350	(500) 490	(1, 200) 1, 170	ディスカッションルーム 1	(490) 480	(510) 500	(700) 690	(1, 680) 1, 660
	区分		金額																																														
午前			午後	夜間	全日																																												
午前 9 時～ 正午		午後 1 時～ 午後 4 時	午後 5 時～ 午後 8 時	午前 9 時～ 午後 8 時																																													
グループ学習室 1	(350) 340	(360) 350	(500) 490	(1, 200) 1, 170																																													
グループ学習室 2	(350) 340	(360) 350	(500) 490	(1, 200) 1, 170																																													
グループ学習室 3	(350) 340	(360) 350	(500) 490	(1, 200) 1, 170																																													
グループ学習室 4	(350) 340	(360) 350	(500) 490	(1, 200) 1, 170																																													
グループ学習室 5	(350) 340	(360) 350	(500) 490	(1, 200) 1, 170																																													
グループ学習室 6	(350) 340	(360) 350	(500) 490	(1, 200) 1, 170																																													
ディスカッションルーム 1	(490) 480	(510) 500	(700) 690	(1, 680) 1, 660																																													

ディスカッションルーム2	(490)480	(510)500	(700)690	(1,680)1,660
編集・録音スタジオ	(1,230)1,200	(1,280)1,260	(1,760)1,730	(4,230)4,170

(2) 土曜日、日曜日及び祝日

() は現行使用料 単位：円

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後4時～ 午後6時	午前9時～ 午後6時
グループ学習室1	(350)340	(240)240	(330)330	(910)900
グループ学習室2	(350)340	(240)240	(330)330	(910)900
グループ学習室3	(350)340	(240)240	(330)330	(910)900
グループ学習室4	(350)340	(240)240	(330)330	(910)900
グループ学習室5	(350)340	(240)240	(330)330	(910)900
グループ学習室6	(350)340	(240)240	(330)330	(910)900
ディスカッションルーム1	(490)480	(340)330	(470)460	(1,290)1,270
ディスカッションルーム2	(490)480	(340)330	(470)460	(1,290)1,270
編集・録音スタジオ	(1,230)1,200	(850)840	(1,170)1,150	(3,220)3,180

2 設備の使用料の新設

区分	金額
インクジェットプリンター	A 3判以内のもので白黒のもの 1枚につき10円
	A 3判以内のものでカラーのもの 1枚につき50円
写真用プリンター	L判以内のものでカラーのもの 1枚につき20円
	L判を超えA 4判以内のものでカラーのもの 1枚につき200円
	A 4判を超えA 3判以内のものでカラーのもの 1枚につき400円
大判プリンター	B 0判以内のものでカラーのもの 1枚につき4,000円
3Dプリンター	1時間(30分以上を1時間とみなす。)につき1,000円に造形材料1グラム(1グラム未満の端数は切り捨てる。)につき20円を加算した額

(施行日)

平成29年6月1日

摘要

内		容				
議案番号	第112号議案					
議案名	安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について					
摘要	消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料を改定するもの					
	使用料の改定					
	(1) 中央公民館 ホール、楽屋、会議室等使用料					
	() は現行使用料 単位：円					
			金額			
	区分		午前	午後	夜間	全日
			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分～ 午後9時	午前9時～ 午後9時
	ホール	平日	(12,600)12,960	(17,850)18,360	(26,250)27,000	(48,300)49,680
		土曜日、 日曜日及 び祝日	(15,750)16,200	(25,200)25,920	(30,450)31,320	(61,950)63,720
	第1楽屋		(630)640	(810)830	(1,070)1,100	(2,200)2,260
	第2楽屋		(630)640	(810)830	(1,070)1,100	(2,200)2,260
	第1和室		(840)860	(1,080)1,110	(1,400)1,440	(3,040)3,120
	第2和室		(630)640	(810)830	(1,070)1,100	(2,200)2,260
	美術展示室		(1,150)1,180	(1,470)1,510	(1,890)1,940	(4,120)4,230
	展示室		(2,310)2,370	(2,940)3,020	(4,090)4,200	(8,610)8,850
	講座室		(1,570)1,610	(2,100)2,160	(2,520)2,590	(5,670)5,830
	視聴覚室		(1,050)1,080	(1,260)1,290	(1,730)1,770	(3,460)3,550
	第11会議室		(420)430	(520)530	(730)750	(1,570)1,610
	第12会議室		(730)750	(940)960	(1,150)1,180	(2,520)2,590
	第21会議室		(1,470)1,510	(1,890)1,940	(2,310)2,370	(4,930)5,070
	第22会議室		(840)860	(1,080)1,110	(1,400)1,440	(3,040)3,120
	第23会議室		(630)640	(810)830	(1,070)1,100	(2,200)2,260
	第24会議室		(1,150)1,180	(1,470)1,510	(1,890)1,940	(4,120)4,230
	第31会議室		(520)530	(630)640	(840)860	(1,780)1,830
	第32会議室		(730)750	(940)960	(1,150)1,180	(2,520)2,590
	音楽室		(1,150)1,180	(1,470)1,510	(1,890)1,940	(4,120)4,230
文化室		(840)860	(1,080)1,110	(1,400)1,440	(3,040)3,120	
料理実習室		(1,150)1,180	(1,470)1,510	(1,890)1,940	(4,120)4,230	
大会議室		(3,670)3,770	(4,720)4,850	(5,670)5,830	(13,020)13,390	
(2) 中央公民館 附属設備等使用料						
() は現行使用料 単位：円						
区分		単位	金額			
ホール 照明 設備	ボーダーライト	1列	(630)640			
	サスペンションライト	1列	(730)750			
	アッパーホリゾン トライト (カラーシートを除く。)	1列	(890)910			
	ローア ホリゾン トライト (カラーシートを除く。)	1列	(730)750			

摘要

	フットライト	1 列	(360)370
	センターピンスポットライト	1 台	(890)910
	ストリップライト	1 台	(210)210
	スポットライト (1KW)	1 台	(210)210
	スポットライト (500W)	1 台	(150)150
	効果用器具 (A)	1 台	(730)750
	効果用器具 (B)	1 台	(420)430
	先玉 (レンズ)	1 枚	(100)100
	効果用種板	1 枚	(100)100
	電源コンセント (500W未満は切り捨てる。)	1 KW	(150)150
A セ ッ ト	ボーダーライト	1 列	(6,700)6,890
	第1サスペンションライト	1 列	
	第2サスペンションライト	1 列	
	アッパー水平ライト (カラーシートを除く。)	1 列	
	ローア水平ライト (カラーシートを除く。)	1 列	
	シーリングスポットライト	1 列	
	フロントサイドスポットライト	1 列	
	フットライト	1 列	
B セ ッ ト	ボーダーライト	1 列	(3,220)3,310
	第1サスペンションライト	1 列	
	シーリングスポットライト	1 / 2 列	
	フロントサイドスポットライト	1 / 2 列	
	フットライト	1 列	
ホ ー ル 音 響 設 備	ホール用増幅器	一式	(2,520)2,590
	ワイヤレス送受信機 (ワイヤレスマイクロホン用電池を除く。)	一式	(1,050)1,080
	マイクロホン (A)	1 本	(840)860
	マイクロホン (B)	1 本	(520)530
	ライン機器	1 台	(840)860
	舞台用スピーカー (A)	1 台	(1,050)1,080
	舞台用スピーカー (B)	1 台	(520)530
	マイクロホン用エレベーター装置 (マイクロホンを除く。)	1 基	(210)210
	吊りマイクロホン装置 (マイクロホンを除く。)	1 基	(310)310
ホ ー ル 舞 台 用 備 品	ピアノ (調律代を除く。)	1 台	(3,150)3,240
	電子オルガン	1 台	(1,890)廃止
	所作台	一式	(1,890)1,940
	平台	1 枚	(210)210
	音響反射板	一式	(1,890)1,940
	16ミリ映写機	一式	(2,620)廃止
	スクリーン (スクリーンのみ利用のとき。)	一式	(520)530
	松羽目	一式	(630)640

摘

	金屏風	1 双	(630) 640
	銀屏風	1 双	(630) 640
	毛せん	1 枚	(210) 210
	長座ぶとん	1 枚	(150) 150
	上敷	1 本	(150) 150
	大太鼓	1 棹	(260) 260
	演卓	一式	(260) 260
	指揮者台	1 台	(150) 150
	譜面台	1 本	(100) 100
	舞台用幕類	一式	(360) 370
	各種スタンド類	1 本	(150) 150
その 他 備 品	16ミリ映写機	1 台	(520) 廃止
	プロジェクター	1 台	(520) 530
	スライド映写機	1 台	(310) 廃止
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	(310) 廃止
	録画再生機器	1 台	(310) 310
	ステレオ	一式	(520) 廃止
	録音再生機器	1 台	(210) 210
	増幅器 (マイクロホン2本付き)	一式	(520) 530
	マイクロホン	1 本	(210) 210
	ワイヤレスアンプ	1 台	(260) 260
	ピアノ (調律代を除く。)	1 台	(520) 530
	調理台	1 台	(100) 100
	移動展示パネル	1 枚	(30) 30
電源コンセント (500W未満は切り捨てる。)	1 KW	(150) 150	

要

(3) 桜井公民館 使用料

() は現行使用料 単位：円

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
第1会議室	(580) 590	(690) 700	(890) 910	(1,780) 1,830
第2会議室	(520) 530	(600) 610	(730) 750	(1,470) 1,510
第3会議室	(420) 430	(490) 500	(610) 620	(1,230) 1,260
第4会議室	(420) 430	(490) 500	(610) 620	(1,230) 1,260
第5会議室	(210) 210	(260) 260	(360) 370	(730) 750
第6会議室	(290) 290	(340) 340	(440) 450	(880) 900
第1和室	(310) 310	(370) 380	(460) 470	(920) 940
第2和室	(310) 310	(370) 380	(460) 470	(920) 940
実習室	(710) 730	(810) 830	(1,030) 1,050	(2,070) 2,120
多目的ホール	(1,920) 1,970	(2,240) 2,300	(2,880) 2,960	(5,770) 5,930
バレーボール器具1組	(210) 210	(210) 210	(210) 210	
バドミントン器具1組	(100) 100	(100) 100	(100) 100	
卓球器具 1組	(50) 50	(50) 50	(50) 50	

(4) 北部公民館 使用料

() は現行使用料 単位：円

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
第1会議室	(400)410	(470)480	(600)610	(1,210)1,240
第2会議室	(380)390	(450)460	(570)580	(1,150)1,180
研修室	(550)560	(650)660	(820)840	(1,650)1,690
和室	(500)510	(570)580	(740)760	(1,490)1,530
実習室	(680)690	(790)810	(1,010)1,030	(2,030)2,080
視聴覚室	(580)590	(690)700	(880)900	(1,760)1,810
大会議室	(870)890	(1,000)1,020	(1,290)1,320	(2,580)2,650
多目的ホール	(1,790)1,840	(2,080)2,130	(2,660)2,730	(5,330)5,480
バスケットボール器具一式	(210)210	(210)210	(210)210	
バレーボール器具1組	(210)210	(210)210	(210)210	
バドミントン器具1組	(100)100	(100)100	(100)100	
卓球器具1組	(50)50	(50)50	(50)50	

(5) 北部公民館 附属設備等使用料

舞台設備 一式 1,570円 → 1,610円

(6) 西部公民館 使用料

() は現行使用料 単位：円

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分～ 午後9時	午前9時～ 午後9時
大会議室兼体育室	(910)930	(1,060)1,090	(1,350)1,380	(2,700)2,770
会議室	(580)590	(690)700	(890)910	(1,780)1,830
第1和室	(370)380	(430)440	(540)550	(1,090)1,120
第2和室	(310)310	(370)380	(460)470	(920)940
実習室	(610)620	(720)740	(910)930	(1,820)1,870
卓球器具 1組	(50)50	(50)50	(50)50	

(7) 西部運動広場使用料

() は現行使用料 単位：円

単位		金額
午前	午前9時～正午	(520)530
午後	午後1時～午後4時30分	(520)530

(8) 作野公民館 使用料

() は現行使用料 単位：円

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
大会議室兼体育室	(930)950	(1,090)1,120	(1,390)1,420	(2,790)2,860
第1会議室	(580)590	(690)700	(890)910	(1,780)1,830

摘要

第2会議室	(300)300	(350)360	(440)450	(880)900
第1和室	(310)310	(370)380	(460)470	(920)940
第2和室	(310)310	(370)380	(460)470	(920)940
実習室	(710)730	(810)830	(1,030)1,050	(2,070)2,120
談話室	(290)290	(340)340	(440)450	(880)900
料理実習室	(540)550	(630)640	(810)830	(1,630)1,670
調理台 1台	(100)100	(100)100	(100)100	
卓球器具 1組	(50)50	(50)50	(50)50	

(9) 安祥公民館 使用料

() は現行使用料 単位：円

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
大会議室兼体育室	(740)760	(860)880	(1,090)1,120	(2,180)2,240
第1会議室	(440)450	(500)510	(610)620	(1,230)1,260
第2会議室	(750)770	(870)890	(1,110)1,140	(2,220)2,280
第3会議室	(380)390	(450)460	(570)580	(1,150)1,180
多目的室	(540)550	(630)640	(800)820	(1,600)1,640
第1和室	(510)520	(570)580	(710)730	(1,420)1,460
第2和室	(370)380	(430)440	(540)550	(1,090)1,120
陶芸実習室	(600)610	(700)720	(880)900	(1,760)1,810
卓球器具 1組	(50)50	(50)50	(50)50	

(10) 東部公民館 使用料

() は現行使用料 単位：円

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
大会議室兼体育室	(890)910	(1,030)1,050	(1,330)1,360	(2,660)2,730
第1会議室	(640)650	(740)760	(940)960	(1,890)1,940
第2会議室	(320)320	(370)380	(480)490	(960)980
第1和室	(370)380	(430)440	(540)550	(1,090)1,120
第2和室	(370)380	(430)440	(540)550	(1,090)1,120
実習室	(540)550	(630)640	(810)830	(1,630)1,670
料理実習室	(500)510	(590)600	(780)800	(1,570)1,610
芸能室	(470)480	(540)550	(710)730	(1,420)1,460
調理台 1台	(100)100	(100)100	(100)100	
卓球器具 1組	(50)50	(50)50	(50)50	

(11) 明祥公民館 使用料

() は現行使用料 単位：円

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
第1会議室	(240)240	(280)280	(370)380	(750)770
第2会議室	(320)320	(360)370	(480)490	(970)990
第3会議室	(610)620	(700)720	(920)940	(1,840)1,890
第4会議室	(470)480	(540)550	(710)730	(1,420)1,460
文化室	(660)670	(760)780	(970)990	(1,950)2,000

摘
要

和室	(510)520	(600)610	(750)770	(1,520)1,560
芸能室	(640)650	(740)760	(930)950	(1,860)1,910
実習室	(740)760	(850)870	(1,090)1,120	(2,190)2,250
多目的ホール	(1,800)1,850	(2,090)2,140	(2,670)2,740	(5,360)5,510
調理台1台	(100)100	(100)100	(100)100	
バスケットボール器具一式	(210)210	(210)210	(210)210	
バレーボール器具1組	(210)210	(210)210	(210)210	
バドミントン器具1組	(100)100	(100)100	(100)100	
卓球器具1組	(50)50	(50)50	(50)50	

(12) 明祥公民館 附属設備等使用料

舞台設備 一式 1,570円 → 1,610円

(13) 明祥テニスコート使用料

夜間照明設備(テニスコート1面につき) 360円 → 370円

(14) 二本木公民館 使用料

() は現行使用料 単位：円

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分～ 午後9時	午前9時～ 午後9時
大会議室兼体育室	(910)930	(1,060)1,090	(1,360)1,390	(2,740)2,810
第1会議室	(760)780	(880)900	(1,110)1,140	(2,220)2,280
第2会議室	(350)360	(420)430	(520)530	(1,050)1,080
第3会議室	(530)540	(610)620	(800)820	(1,610)1,650
第4会議室	(420)430	(490)500	(610)620	(1,230)1,260
第1和室	(370)380	(430)440	(540)550	(1,090)1,120
第2和室	(370)380	(430)440	(540)550	(1,090)1,120
実習室	(610)620	(720)740	(910)930	(1,820)1,870
卓球器具 1組	(50)50	(50)50	(50)50	

(15) 中部公民館 使用料

() は現行使用料 単位：円

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分～ 午後9時	午前9時～ 午後9時
大会議室	(590)600	(690)700	(890)910	(1,780)1,830
第1会議室	(700)720	(810)830	(1,020)1,040	(2,050)2,100
第2会議室	(540)550	(630)640	(810)830	(1,630)1,670
第3会議室	(480)490	(560)570	(710)730	(1,420)1,460
第4会議室	(400)410	(470)480	(580)590	(1,170)1,200
第1和室	(370)380	(430)440	(540)550	(1,090)1,120
第2和室	(300)300	(350)360	(440)450	(880)900
第1実習室	(360)370	(430)440	(540)550	(1,090)1,120
第2実習室	(360)370	(430)440	(540)550	(1,090)1,120

(16) 昭林公民館 使用料

() は現行使用料 単位：円

摘
要

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分～ 午後9時	午前9時～ 午後9時
ホール	(3,710)3,810	(4,230)4,350	(5,280)5,430	(10,560)10,860
第1音楽室	(730)750	(840)860	(1,050)1,080	(2,100)2,160
第2音楽室	(440)450	(500)510	(610)620	(1,230)1,260
大会議室	(760)780	(880)900	(1,110)1,140	(2,220)2,280
第1会議室	(400)410	(470)480	(580)590	(1,170)1,200
第2会議室	(320)320	(370)380	(480)490	(960)980
第1和室	(370)380	(430)440	(540)550	(1,090)1,120
第2和室	(300)300	(350)360	(440)450	(880)900
実習室	(740)760	(860)880	(1,090)1,120	(2,180)2,240

(17) 昭林公民館 附属設備等使用料

() は現行使用料 単位：円

区分	単位	金額
ホール用設備・ 備品	ピアノ（調律代を除く。）	1台 (1,150)1,180
	サスペンションライト	一式 (520)530
	スポットライト	1台 (210)210
	電源コンセント (500W未満は切り捨てる。)	1KW (150)150
その他備品	ピアノ（調律代を除く。）	1台 (520)530
	電子オルガン	1台 (760)780
	ドラム	一式 (710)730

(施行日)

平成29年4月1日

議案番号 第113号議案

議案名 安城市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料を改定するもの

使用料の改定

() は現行使用料 単位：円

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
第1会議室	(310)310	(360)370	(630)640	(1,050)1,080
第2会議室	(210)210	(260)260	(470)480	(730)750
視聴覚室	(420)430	(520)530	(890)910	(1,470)1,510
第1研修室	(310)310	(360)370	(630)640	(1,050)1,080
第2研修室	(210)210	(260)260	(470)480	(730)750
文化室	(210)210	(260)260	(470)480	(730)750
料理実習室	(210)210	(260)260	(470)480	(730)750
リーダー室	(210)210	(260)260	(470)480	(730)750
和室	(210)210	(260)260	(470)480	(730)750

摘 要	<table border="1"> <tr> <td>体育室</td> <td>(310)310</td> <td>(360)370</td> <td>(630)640</td> <td>(1,050)1,080</td> </tr> </table>	体育室	(310)310	(360)370	(630)640	(1,050)1,080
	体育室	(310)310	(360)370	(630)640	(1,050)1,080	
<p>※ リーダー室又は和室の設置の目的以外での利用時の時間外使用料 520円 → 530円</p> <p>(施行日) 平成29年4月1日</p>						

議案番号	第114号議案
------	---------

議案名	安城市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-----	---

摘 要	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、利用料金を改定するもの</p> <p>利用料金の改定</p> <p style="text-align: right;">() は現行利用料金 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室A</td> <td>1日</td> <td>(2,200)2,260</td> </tr> <tr> <td>展示室B</td> <td>1日</td> <td>(3,500)3,600</td> </tr> <tr> <td>展示室C</td> <td>1日</td> <td>(3,500)3,600</td> </tr> <tr> <td>展示室D</td> <td>1日</td> <td>(3,600)3,700</td> </tr> <tr> <td>展示室E</td> <td>1日</td> <td>(3,600)3,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>1日の利用時間を超える時間について、許可を受けて引き続き利用する場合の1時間当たりの延長利用料金 500円→510円</p> <p>(施行日) 平成29年4月1日</p>	区分	単位	金額	展示室A	1日	(2,200)2,260	展示室B	1日	(3,500)3,600	展示室C	1日	(3,500)3,600	展示室D	1日	(3,600)3,700	展示室E	1日	(3,600)3,700
	区分	単位	金額																
展示室A	1日	(2,200)2,260																	
展示室B	1日	(3,500)3,600																	
展示室C	1日	(3,500)3,600																	
展示室D	1日	(3,600)3,700																	
展示室E	1日	(3,600)3,700																	

議案番号	第115号議案
------	---------

議案名	丈山苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-----	-----------------------------------

摘 要	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、利用料を改定するもの</p> <p>利用料の改定</p> <p style="text-align: right;">() は現行利用料 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時～ 正午</th> <th>午後1時～ 午後5時</th> <th>午後6時～ 午後9時</th> <th>午前9時～ 午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東和室</td> <td>(870)890</td> <td>(970)990</td> <td>(1,180)1,210</td> <td>(2,570)2,640</td> </tr> <tr> <td>西和室</td> <td>(870)890</td> <td>(970)990</td> <td>(1,180)1,210</td> <td>(2,570)2,640</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成29年4月1日</p>	区分	金額				午前	午後	夜間	全日	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時	東和室	(870)890	(970)990	(1,180)1,210	(2,570)2,640	西和室	(870)890	(970)990	(1,180)1,210	(2,570)2,640
	区分		金額																					
午前			午後	夜間	全日																			
午前9時～ 正午		午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時																				
東和室	(870)890	(970)990	(1,180)1,210	(2,570)2,640																				
西和室	(870)890	(970)990	(1,180)1,210	(2,570)2,640																				

内 容																																			
議 案 番 号	第 1 1 6 号議案																																		
議 案 名	安祥閣の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																		
摘 要	消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、利用料金を改定するもの 利用料金の改定 () は現行利用料金 単位：円																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時～ 正午</th> <th>午後1時～ 午後5時</th> <th>午前9時～ 午後5時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶室 (控え室を含む。)</td> <td>(1,780)1,830</td> <td>(2,100)2,160</td> <td>(3,880)3,990</td> </tr> <tr> <td>茶室控室</td> <td>(730)750</td> <td>(840)860</td> <td>(1,570)1,610</td> </tr> <tr> <td>楓の間</td> <td>(780)800</td> <td>(940)960</td> <td>(1,720)1,760</td> </tr> <tr> <td>樺の間</td> <td>(750)770</td> <td>(890)910</td> <td>(1,640)1,680</td> </tr> <tr> <td>桜の間</td> <td>(890)910</td> <td>(990)1,010</td> <td>(1,880)1,930</td> </tr> <tr> <td>松の間</td> <td>(470)480</td> <td>(680)690</td> <td>(1,150)1,180</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額			午前	午後	全日	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	茶室 (控え室を含む。)	(1,780)1,830	(2,100)2,160	(3,880)3,990	茶室控室	(730)750	(840)860	(1,570)1,610	楓の間	(780)800	(940)960	(1,720)1,760	樺の間	(750)770	(890)910	(1,640)1,680	桜の間	(890)910	(990)1,010	(1,880)1,930	松の間	(470)480	(680)690	(1,150)1,180
	区分		金額																																
			午前	午後	全日																														
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時																															
	茶室 (控え室を含む。)	(1,780)1,830	(2,100)2,160	(3,880)3,990																															
	茶室控室	(730)750	(840)860	(1,570)1,610																															
	楓の間	(780)800	(940)960	(1,720)1,760																															
樺の間	(750)770	(890)910	(1,640)1,680																																
桜の間	(890)910	(990)1,010	(1,880)1,930																																
松の間	(470)480	(680)690	(1,150)1,180																																
(施行日) 平成29年4月1日																																			
議 案 番 号	第 1 1 7 号議案																																		
議 案 名	安城市民会館条例の一部を改正する条例の制定について																																		
摘 要	消費税及び地方消費税の税率の引上げ等を勘案した利用料金の改定、設備の廃止及び利用時間の区分以外の利用の運用の見直しに伴うもの																																		
	1 利用料金の改定及び設備の廃止 (1) 施設利用料金 () は現行利用料金 単位：円																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時～ 正午</th> <th>午後1時～ 午後4時30分</th> <th>午後5時30分～ 午後9時</th> <th>午前9時～ 午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホー ル (ホ ワ イ エ を 含む。)</td> <td>平日</td> <td>(22,050)22,680</td> <td>(35,700)36,720</td> <td>(46,200)47,520</td> <td>(88,200)90,720</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土 曜 日、日 曜 日 及 び祝日</td> <td>(27,300)28,080</td> <td>(45,150)46,440</td> <td>(53,550)55,080</td> <td>(109,200)112,320</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額				午前	午後	夜間	全日	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分～ 午後9時	午前9時～ 午後9時	ホー ル (ホ ワ イ エ を 含む。)	平日	(22,050)22,680	(35,700)36,720	(46,200)47,520	(88,200)90,720		土 曜 日、日 曜 日 及 び祝日	(27,300)28,080	(45,150)46,440	(53,550)55,080	(109,200)112,320									
区分	金額																																		
	午前		午後	夜間	全日																														
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分～ 午後9時	午前9時～ 午後9時																															
ホー ル (ホ ワ イ エ を 含む。)	平日	(22,050)22,680	(35,700)36,720	(46,200)47,520	(88,200)90,720																														
	土 曜 日、日 曜 日 及 び祝日	(27,300)28,080	(45,150)46,440	(53,550)55,080	(109,200)112,320																														

ホワイエ	平日	(6,610)6,790	(8,820)9,070	(11,020)11,330	(22,050)22,680
	土曜日、日曜日及び祝日	(9,030)9,280	(12,070)12,410	(15,010)15,430	(30,030)30,880
楽屋	楽屋応接室	(780)800	(940)960	(1,260)1,290	(2,620)2,690
	1号室	(420)430	(470)480	(680)690	(1,260)1,290
	2号室	(780)800	(940)960	(1,260)1,290	(2,620)2,690
	3号室	(780)800	(940)960	(1,260)1,290	(2,620)2,690
	5号室	(780)800	(940)960	(1,260)1,290	(2,620)2,690
	6号室	(890)910	(1,100)1,130	(1,470)1,510	(2,940)3,020
	7号室	(890)910	(1,100)1,130	(1,470)1,510	(2,940)3,020
	8号室	(260)260	(310)310	(420)430	(840)860
	リハーサル室	(1,410)1,450	(1,730)1,770	(2,200)2,260	(4,720)4,850
シャワー室(1室につき)	(340)340	(410)420	(540)550	(1,140)1,170	
会議室等	第1会議室	(1,150)1,180	(1,470)1,510	(1,890)1,940	(3,990)4,100
	第3会議室	(680)690	(890)910	(1,150)1,180	(2,410)2,470
	第4会議室	(1,150)1,180	(1,470)1,510	(1,890)1,940	(3,990)4,100
	第5会議室	(520)530	(680)690	(940)960	(1,890)1,940
	大会議室	(4,510)4,630	(5,670)5,830	(6,930)7,120	(13,960)14,350
	講座室	(1,520)1,560	(1,890)1,940	(2,410)2,470	(4,930)5,070
	視聴覚室	(1,890)1,940	(2,410)2,470	(2,940)3,020	(6,090)6,260
	和室	(890)910	(1,100)1,130	(1,470)1,510	(2,940)3,020
	展示室	(1,150)1,180	(1,470)1,510	(1,890)1,940	(3,990)4,100

(2) 設備利用料金

() は現行利用料 単位：円

区分		単位	金額
ホール楽器	フルコンサートピアノ (A) (調律代を除く。)	1台	(6,300)3,240
	フルコンサートピアノ (B) (調律代を除く。)	1台	(3,150)2,800
	電子オルガン	1台	(2,100)廃止
	大太鼓	1棹	(260)260
	16ミリ映写機 (スクリーンを含む。)	一式	(2,620)廃止
	スライド映写機	1台	(520)廃止
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	(520)廃止
	プロジェクター (A)	1台	(2,620)2,690
	プロジェクター (B)	1台	(1,050)1,080
	映像再生機器	1台	(520)530

摘要

ホール映像設備

映像録画機器	1台	(520)530	
固定式ビデオカメラ	1台	(520)530	
スクリーン	一式	(680)690	
ボーダーライト (カラーシートを除く。)	1列	(1,050)1,080	
サスペンションライト (25KW以内)	1列	(2,620)2,690	
アッパーホリゾントライト (カラーシートを除く。)	1列	(2,620)2,690	
ローアホリゾントライト (カラーシートを除く。)	1列	(2,100)2,160	
本フットライト (カラーシートを除く。)	1列	(840)860	
花道フットライト (カラーシートを除く。)	1列	(210)210	
センターピンスポットライト	一式	(2,100)2,160	
ストリップライト	1台	(210)210	
スポットライト (1.5KW)	1台	(260)260	
スポットライト (1KW)	1台	(210)210	
スポットライト (500W)	1台	(150)150	
フラッドライト	1台	(150)廃止	
効果用ライト	1台	(210)210	
効果用器具 (A)	1台	(890)910	
効果用器具 (B)	1台	(420)430	
先玉 (レンズ)	1枚	(100)100	
種板	1枚	(100)100	
トーメンタルライト (1KWスポットライト12台)	一式	(1,680)1,720	
フロントサイドライト (1KWスポットライト32台) (カラーチェンジャーを含む。)	一式	(3,780)3,880	
シーリングライト (1KWスポットライト32台) (カラーチェンジャーを含む。)	一式	(3,780)3,880	
Aセット	アッパーホリゾントライト (カラーシートを除く。)	1列	(25,200)25,920
	ローアホリゾントライト (カラーシートを除く。)	1列	
	フットライト (本フット・花道フット) (カラーシートを除く。)	一式	
	プロセミアムサスペンションライト (25KW以内)	1列	
	第1ボーダーライト (カラーシートを除く。)	1列	
	第1サスペンションライト (25KW以内)	1列	
	第2ボーダーライト (カラーシートを除く。)	1列	
	第2サスペンションライト (25KW以内)	1列	
	第3ボーダーライト (カラーシートを除く。)	1列	
	第3サスペンションライト (25KW以内)	1列	
	第4サスペンションライト (25KW以内)	1列	
	ステージスポットライト (1KWスポットライト12台)	一式	
	フロントサイドライト (1KWスポットライト32台) (カラーチェンジャーを含む。)	一式	
	シーリングライト (1KWスポットライト32台) (カラーチェンジャーを含む。)	一式	
	アッパーホリゾントライト (カラーシートを除く。)	1列	
	ローアホリゾントライト (カラーシートを除く。)	1列	
	フットライト (本フット・花道フット) (カラーシートを除く。)	一式	
	プロセミアムサスペンションライト (25KW以内)	1列	

摘要

B セ ット	第1 ボーダーライト (カラーシートを除く。)	1 列	(21, 000) 21, 600		
	第1 サスペンションライト (25KW以内)	1 列			
	第2 ボーダーライト (カラーシートを除く。)	1 列			
	第2 サスペンションライト (25KW以内)	1 列			
	第3 ボーダーライト (カラーシートを除く。)	1 列			
	第3 サスペンションライト (25KW以内)	1 列			
	フロントサイドライト (1 KWスポットライト32台) (カラーチェンジャーを含む。)	一式			
	シーリングライト (1 KWスポットライト32台) (カラーチェンジャーを含む。)	一式			
	C セ ット	本フットライト (カラーシートを除く。)		1 列	(10, 500) 10, 800
		プロセミアムサスペンションライト (25KW以内)		1 列	
		第1 ボーダーライト (カラーシートを除く。)		1 列	
		第1 サスペンションライト (25KW以内)		1 列	
		第2 ボーダーライト (カラーシートを除く。)		1 列	
		第2 サスペンションライト (25KW以内)		1 列	
フロントサイドライト (1 KWスポットライト16台) (カラーチェンジャーを含む。)		一式			
シーリングライト (1 KWスポットライト20台) (カラーチェンジャーを含む。)	一式				
ホ ー ル 音 響 設 備	拡声装置Aセット (音響調整卓、固定スピーカー、固定スピーカー用増幅器、運営用音響機器及び影マイクロホン1本を含む。)	一式	(5, 770) 5, 930		
	拡声装置Bセット (音響調整卓及び運営用音響機器を含む。)	一式	(2, 100) 2, 160		
	ワイヤレス送受信機 (電池代を除く。)	一式	(1, 050) 1, 080		
	マイクロホン (A)	1 本	(840) 860		
	マイクロホン (B)	1 本	(520) 530		
	エコーマシン	1 台	(1, 050) 廃止		
	マイクロホン用エレベーター装置 (マイクロホンを除く。)	1 基	(210) 210		
	吊りマイクロホン装置 (マイクロホンを除く。)	一式	(520) 530		
	ライン機器	1 台	(520) 530		
	移動用スピーカー (A) (A用増幅器を含む。)	1 台	(1, 050) 1, 080		
	移動用スピーカー (B) (B用増幅器を含む。)	1 台	(520) 530		
	マルチケーブル (マルチボックスを含む。)	一式	(210) 210		
ホ ー ル 舞 台 備 品	回り舞台	一式	(2, 620) 2, 690		
	所作台	一式	(5, 250) 5, 400		
	オーケストラピット	一式	(2, 620) 2, 690		
	オーケストラひな段	一式	(3, 670) 3, 770		
	平台	1 枚	(210) 210		
	音響反射板	一式	(3, 150) 3, 240		
	舞台用張り物	一式	(630) 廃止		
	金屏風	1 双	(2, 100) 2, 160		
	銀屏風	1 双	(2, 100) 2, 160		
	舞台用幕類	一式	(630) 640		
	毛せん (大)	1 枚	(1, 050) 1, 080		
	毛せん	1 枚	(210) 210		
	長座ぶとん	1 枚	(150) 150		
	地がすり	1 枚	(420) 廃止		

摘
要

	上敷	1本	(150)150
	ドライアイスマシン（ドライアイス代を除く。）	1台	(630)640
	スモークマシン（材料代を除く。）	1台	(420)430
	演卓	一式	(260)260
	指揮者用譜面台（指揮台を含む。）	一式	(210)210
	楽士用譜面台	1本	(100)100
	各種スタンド類	1本	(150)150
大会 議室 備品	放送設備（マイクロホン2本付き）	一式	(1,050)1,080
	マイクロホン	1本	(210)210
	ライン機器	1台	(210)210
リハ ーサ ル室 備品	セミコンサートピアノ（調律代を除く。）	1台	(1,570)1,610
その 他備 品	ワイヤレス送受信機（マイクロホン2本付き）	一式	(520)530
	移動用モニター（映像再生機器を含む。）	1台	(520)廃止
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	(310)廃止
	スライド映写機	1台	(310)廃止
	16ミリ移動用映写機	1台	(1,050)廃止
	プロジェクター	1台	(520)530
	映像再生機器	1台	(210)210
	展示用パネル	1枚	(30)30
	電源コンセント（500W未満は切り捨てる。）	1KW	(150)150

2 利用時間の区分以外の運用の見直し

午前9時より前の時間について、許可を受けた場合は利用できるものとし、当該利用に係る利用料金を設定する。

（施行日）

平成29年4月1日

議案番号

第118号議案

議案名

安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

摘
要

消費税及び地方消費税の税率の引上げ等を勘案し、使用料、利用料金及び利用時間の単位等を改定等するもの

1 屋外体育施設使用料及び利用時間の改定

[] は現行利用時間の単位 () は現行使用料 単位：円

名称	区分	単位	金額
安城市陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）	専用利用	[早朝]	(3,000)
		[午前]	(6,000)
		[午後]	(6,000)
		[夜間2時間につき]	(3,000)
	会議室	[午前]	(520)
		[午後]	(520)
安城市野球場（以下「野球	A面	[早朝]	(1,130)
		[午前]	(2,260)

摘要

場」という。)		[午後]		(2,260)	
		[夜間 2 時間につき]		(1,130)	
	B・C面 (1面につき)	[早朝]	2時間	(940)	960
		[午前]		(1,890)	
		[午後]		(1,890)	
[夜間 2 時間につき]		(940)			
本部席 (放送設備を含む。)	[1回]	1回	(2,830)	2,910	
安城市テニスコート (以下「テニスコート」という。)	A～J面 (1面につき)	[2時間]	2時間	(630)	640
	本部席 (放送設備を含む。)	[1回]	1回	(1,570)	1,610
安城市ソフトボール場 (以下「ソフトボール場」という。)	A面	[早朝]	2時間	(1,320)	1,350
		[午前]		(2,640)	
		[午後]		(2,640)	
		[夜間 2 時間につき]		(1,320)	
	B面	[早朝]	2時間 (午後 5 時まで)	(1,130)	1,160
		[午前]		(2,260)	
		[午後]		(2,260)	
		[午後 5 時以降 1 時間につき]	1時間 (午後 5 時から)	(560)	570
本部席 (放送設備を含む。)	[1回]	1回	(2,830)	2,910	
安城市多目的グラウンド (以下「多目的グラウンド」という。)	全面	[早朝]	2時間	(910)	930
		[午前]		(1,820)	
		[午後]		(1,820)	
		[夜間 2 時間につき]		(910)	
	半面	[早朝]	2時間	(460)	470
		[午前]		(910)	
		[午後]		(910)	
		[夜間 2 時間につき]		(460)	
和泉公園運動広場	A面	[午前]	2時間 (午前 6 時から午前 8 時までを除く。)	(1,890)	960
		[午後]		(1,890)	
		[夜間 2 時間につき]		(940)	
	B面	[午前]	2時間 (午前 6 時から午前 8 時までを除く。)	(940)	480
		[午後]		(940)	
		[夜間 2 時間につき]		(470)	

テニスコートの利用に関し、利用時間の単位に従い利用する場合以外について、利用できるようにする。

屋外体育施設に関し、早朝及び午前の単位又は午前及び午後の単位を引き続き利用する場合の間の時間につき使用料を徴収しないこととしていた特例を廃止する。

2 屋外体育夜間照明設備使用料の改定

() は現行使用料 単位：円

区分	単位	金額
陸上競技場	30分	(1,240)1,270
野球場	A面	30分 (2,250)2,310
	B・C面(1面につき)	30分 (1,950)2,000
テニスコート	A～J面(1面につき)	30分 (360)370
多目的グラウンド	全面	30分 (1,680)1,720
	半面	30分 (1,110)1,140
ソフトボール場	A面	30分 (1,540)1,580
和泉公園運動広場	A面	30分 (1,470)1,510
	B面	30分 (1,470)1,510
	A面及びB面を同時に使用する 場合で別に教育委員会 が定める点灯方式	30分 (1,680)1,720

3 屋外体育施設附属設備等使用料の改定

() は現行使用料 単位：円

区分	単位	金額
陸上競技場放送設備	1回	(1,570)1,610
陸上競技用器具 (放送設備を含む。)	1回	(5,250)5,400
野球場放送設備	1回	(1,260)1,290
ソフトボール場放送設備	1回	(1,260)1,290
多目的グラウンド放送設備	1回	(1,260)1,290

4 安城市体育館使用料の改定

() は現行使用料 単位：円

区分	金額(2時間につき)	
	午前・午後	夜間
体育場	(4,710)4,840	(7,560)7,770
卓球場	(2,560)2,630	(3,680)3,780
剣道場	(1,780)1,830	(2,990)3,070
柔道場	(1,780)1,830	(2,990)3,070
弓道場	(1,050)1,080	(1,680)1,720
幼児体育室	(400)410	(520)530
第4会議室	(530)540	(690)700
大会議室	(1,680)1,720	(2,180)2,240
卓球器具1組当たり	(160)170	(230)240

体育館に関し、午前及び午後の単位を引き続き利用する場合の間の時間につき使用料を徴収しないこととしていた特例を廃止する。

5 安城市体育館附属設備等使用料の改定

() 現行使用料 単位：円

区分	単位	金額
電光得点表示装置	一式	(730)750
体育場照明 (1灯につき)	1時間	(12)12
舞台設備	一式	(1,050)1,080
放送設備	一式	(1,570)1,610
携帯用放送設備	一式	(520)530

摘
要

天がい昇降装置	一式	(3,150)3,240
電源コンセント	1KW	(150)150
机	1脚	(30)無料
いす	1脚	(20)無料
シャワー	1回	100
ロッカー	1回	(50)50
床シート	1巻	(100)無料

6 安城市レジャープール利用料金の改定

() は現行利用料金 単位：円

区分		単位		金額	
一般利用	プール	1人1回につき	個人	大人	(500)510
				小人	(200)200
			団体(20人以上)	大人	(400)410
				小人	(160)160
専用利用	25メートルプール	1コース1時間につき	大人	(2,400)2,460	
			小人	(1,600)1,640 幼児用コースにあつては、 (1,100)1,130	

7 安城市スポーツセンター（プール及びトレーニングルーム以外）使用料の改定

() は現行使用料 単位：円

区分	金額（2時間につき）	
	午前・午後	夜間
アリーナ	(3,140)3,220	(5,040)5,180
エアロビクスルーム	(2,100)2,160	(2,730)2,800
研修室	(520)530	(680)690

スポーツセンター（プール及びトレーニングルーム以外）に関し、午前及び午後の単位を引き続き利用する場合の間の時間につき使用料を徴収しないこととしていた特例を廃止する。

8 安城市スポーツセンター使用料（プール及びトレーニングルーム）の改定

() は現行使用料 単位：円

区分		単位		金額	
一般利用	プール	1人1回につき	個人	大人	(500)510
				小人	(200)200
			団体(20人以上)	大人	(400)410
				小人	(160)160
	トレーニングルーム	1人1回につき	個人	大人	(500)510
専用利用	25メートルプール	1コース1時間につき		大人	(2,400)2,460
				小人	(1,600)1,640
		全コース	3時間につき (競技会用設備を含む。)	大人	(40,000)41,140
				小人	(30,000)30,850
			延長1時間につき	大人	(10,000)10,280
				小人	(6,660)6,850
	幼児プール	1時間につき	小人	(2,300)2,360	

9 安城市スポーツセンター附属設備等使用料

() は現行使用料 単位：円

区分	単位	金額
本部席 (放送設備を含む。)	1回	(1,570)1,610

摘要

放送設備	一式	(1,050)1,080
携帯用放送設備	一式	(520)530
電光得点表示装置	一式	(730)750
自動審判計測装置	1コース1回	(730)750
ペースメーカー	1時間	(1,050)1,080

摘
要

(施行日)
平成29年4月1日

議案番号

第119号議案

議案名

安城市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について

摘
要

安城市いじめ問題対策連絡協議会を置くことに伴うもの

安城市いじめ問題対策連絡協議会

1 目的

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ること。

2 構成

次に掲げる機関及び団体に所属する者10人以内で構成する。

- (1) 安城市立小中学校
- (2) 愛知県刈谷児童相談センター
- (3) 愛知県安城警察署
- (4) 名古屋法務局岡崎支局
- (5) 安城市教育委員会
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が連携を必要と認める機関及び団体

3 秘密保持義務

協議会の会議に出席したものは、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(施行日)
平成29年4月1日

内 容	
議 案 番 号	第 1 2 0 号議案
議 案 名	平成 2 8 年度安城市一般会計補正予算（第 4 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 1 2 1 号議案 ・ 第 1 2 2 号議案
議 案 名	平成 2 8 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	下水道事業（第 1 号） 安城桜井駅周辺特定土地画整理事業（第 2 号）の 2 会計 資料別添
議 案 番 号	第 1 2 3 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	次に掲げる公の施設の指定管理者として社会福祉法人安城市社会福祉協議会を指定する。 (1) 安城市総合福祉センター（安城市療育センター及び安城市中央児童センターを除く。）、安城市北部福祉センター、安城市西部福祉センター（安城市西部児童センターを除く。）、安城市作野福祉センター（安城市作野デイサービスセンターを除く。）、安城市桜井福祉センター、安城市中部福祉センター及び安城市安祥福祉センター（安城市安祥児童センターを除く。） (2) 安城市社会福祉会館 (3) 安城市中央児童センター、安城市西部児童センター及び安城市安祥児童センター (4) 安城市養護老人ホーム (5) 安城市安祥デイサービスセンター及び安城市作野デイサービスセンター （指定の期間） (1) から (3) 平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日 (4) 平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 3 年 3 月 3 1 日 (5) のうち安城市安祥デイサービスセンター 平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日 (5) のうち安城市作野デイサービスセンター 平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 0 年 3 月 3 1 日

内 容	
議 案 番 号	第 1 2 4 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	安城市虹の家の指定管理者として社会福祉法人ぬくもり福祉会を指定する（平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日）。
議 案 番 号	第 1 2 5 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場の指定管理者として安城プロモーションズを指定する（平成 2 9 年 6 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日）。
内 容	
議 案 番 号	第 1 2 6 号議案
議 案 名	安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の介護休暇の改定及び介護時間の新設等に準じ、職員の介護休暇を改定し、及び介護時間を新設等するもの</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 2 7 号議案
議 案 名	安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の育児休業の改定に準じ、職員の育児休業等を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>
議 案 番 号	報告第 1 5 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 2 3 3, 1 8 4 円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 平成 2 8 年 5 月 1 日 午後 6 時ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市三河安城南町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、歩道の破損部分が、当該市道の車道部分から駐車場へ進入しようとした相手方車両に接触したものの</p> <p>3 相手方の損害の程度 前バンパーの損傷</p> <p>4 過失割合 安城市 1 0 0 % 相手方 0 %</p> <p>5 専決年月日 平成 2 8 年 9 月 2 8 日</p>

内 容	
議 案 番 号	報告第16号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 27,000円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 平成28年10月26日 午前9時30分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市野寺町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の相手方家屋において、当該家屋の調査中の職員が居室の扉を押し開けたところ、扉の向こう側に立ってかけてあった折りたたみ机が転倒し、居室内の柱に接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 柱の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>5 専決年月日 平成28年12月8日</p>
議 案 番 号	諮問第2号
議案名	人権擁護委員の推薦について
摘 要	<p>委員 杉浦智之の任期満了（平成28年12月31日）に伴う後任の推薦</p> <p>人権擁護委員 任期 3年 委員数 8人</p> <p>要件 本市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるもの（社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等）又は弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、若しくはこれを支持する団体の構成員</p>